

福生市立小中学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年3月

福生市教育委員会

## 目次

第1章 計画の主旨	1
第2章 端末整備・更新計画	2
第3章 ネットワーク整備計画	3
第4章 校務DX計画	4
第5章 一人1台端末の利活用に係る計画	5

## 第1章 計画の趣旨

国は、「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」（令和6年1月29日 文部科学省初等中等教育局長決定）の基づき、当該基金を活用した端末整備等の実施に当たっての要件として、「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピューターの調達等ガイドライン」（令和6年4月17日 文部科学省）及び「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」において、「端末整備・更新計画」「ネットワーク整備計画」「校務DX計画」「一人1台端末の利活用に係る計画」を策定し、公表することを定めております。

本市におきましては、学校教育の情報化を一層推進に向けて、当該基金を活用するため、これらの計画を公表いたします。

## 第2章 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,227	3,237	3,191	3,163	3,147
② 予備機を含む整備上限 台数(予備機を含む)	3,711	3,722	0	0	0
③ 整備台数(予備機除く)	0	3,237	0	0	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	3,237	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	101.4%	102.3%	102.9%
⑥ 予備機整備台数	0	485	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	485	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
基金事業により整備済の台 数(前年度までの④+⑦)	0	0	3,722	3,722	3,722
当年度までの調達台数累計 (③+⑥)	0	3,722	3,722	3,722	3,722

(端末の整備・更新の考え方)

令和3年1月に導入した現行機器(3,565台)のリース契約が令和7年12月末をもって満了することから令和8年1月に機器の更新(3,722台)を実施する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：3,565台

○処分方法

リース事業者へ返却：3,565台

○端末のデータの消去方法

リース事業者にて消去作業を実施

○スケジュール(予定)

令和8年1月以降順次、リース事業者にて引き取りを実施

## 第3章 ネットワーク整備計画

### 1 ネットワーク整備の現状

令和5年12月に市内全校（小学校7校、中学校3校）で実施したインターネット通信速度の簡易測定調査により、文部科学省が定める学校規模ごとの1校当たりの帯域の目安（当面の推奨帯域）を満たしていない状況が判明した。

ただし、福生市はLTE 端末を導入しており、校内無線 LAN との併用が可能であることから常時、一定程度の通信速度は確保できていると考えられる。

### 2 必要なネットワーク速度の確保に向けて

現状を受けて、一層安定したネットワーク速度の確保していくために、次のとおり、改善をしていく。

#### （1）ネットワークアセスメントによる課題特定について

すでに本市においては、セルフチェックにより、不具合の原因特定と改善策が網羅的に把握できていることから、ネットワークアセスメントは完了したと捉えている。

課題としては、次の2点があげられる

ア 通信契約が1 Gbps ベストエフォートとなっていること。

イ ルーターやフロアスイッチ、アクセスポイント等各種ネットワーク機器の老朽化

#### （2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

（1）の課題を改善するために、次のスケジュールで作業を進めた。

ア 令和6年8月

全校の通信契約を1 Gbps ベストエフォートから10Gbps ベストエフォートのプランへ変更。

イ 令和6年12月～令和7年2月

全校でルーター及びフロアスイッチを10Gbps 対応の機器へ更新。

また、アクセスポイント設置個所の拡充及び Wi-Fi 6 対応の機器への更新を実施。

### 3 今後について

令和6年度に通信契約の見直し及び各種ネットワーク機器の更新を実施したことから通信環境の改善が見込まれる。また、次期 GIGA 端末においても、LTE 端末とし、改善に向けて取り組んだ校内無線 LAN と併用することにより、引き続き、安定的な通信の確保を目指していく。

## 第4章 校務DX計画

### 1 これまでの取組

#### (1) 統合型校務支援システム

成績や出欠、保健情報等の校務系データを一元管理・蓄積する統合型校務支援システムを令和3年度に市内小中学校に導入

#### (2) 統合型学習支援サービス

児童・生徒と教員間での課題の配信・提出や、双方向学習が可能となるクラウドベースの統合型学習支援サービス(Microsoft365)を令和2年度に市内小中学校に導入

#### (3) 庶務事務システム

校務支援システム(C4th)上で、教員の勤務時間を管理できるようにしている。

#### (4) 保護者コミュニケーションシステム

児童・生徒の欠席や保護者へのお便り配信等を電子化する保護者コミュニケーションシステムを令和5年度に市内小中学校に導入

### 2 校務DX化チェックリストを踏まえた課題と今後の取組

#### (1) クラウド環境を活用した校務DXの積極的な推進

教員の働き方改革にもつながるよう、クラウド型の保護者コミュニケーションシステムの導入を順次進めているほか、職員会議における資料の共有等にTeamsの活用を推進している。今後は、クラウドサービスなどの活用を更に推進し、教員のデジタル活用能力の一層の向上にもつなげていく。

#### (2) FAXでのやり取り・押印の廃止

改めて、どのようなケースでFAXを使用しているのか実態把握を行い、メールによるやり取りを推進していく。また、押印については庁内関係部署と連携をとり、市としての方針を踏まえつつ、押印の廃止及び決裁等の電子化に向けた検討を進めていく。

#### (3) 今後の校務支援システムの在り方

現在、市内小中学校に導入している統合型校務支援システムはオンプレミス型であるが、今後システムのクラウド化を視野に入れた校務支援システムの在り方について検討を進めていく。

## 第5章 一人1台端末の利活用に係る計画

### 1 一人1台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

技術革新や社会の変化が加速する中、予測困難な未来を生き抜き、活躍できる人材の育成が求められている。こうした人材を育てるためには、あらゆる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなしたり、多様な人々との協働により問題解決したりすることができるような取組の推進が必要である。

そこで、本市では、学校教育の情報化を通じて、次の姿を目指していく。

デジタルの力を生かし、  
児童・生徒一人ひとりの人生を切り拓く力を育てる。

そのためのツールとして、鉛筆やノートを使うのと同様、日常的にタブレット端末に触れながら、子どもたちが自律的に利用をコントロールできるように、情報活用能力を育成していく。その実現には、教職員の ICT 活用指導力等の向上が欠かせない。併せて、引き続き、ICT 環境の整備を進めていくことも必要である。

### 2 GIGA 第1期の総括

本市小中学校では、令和3年3月「福生市学校教育情報化推進計画」に基づき、学校教育の情報化に向けた取組を行ってきた。

#### (1) 取組

##### ア ICT 機器等の整備（ハード面）

国の GIGA スクール構想を受け、本市では ICT 端末を鉛筆やノートと並ぶ「新しい文房具」として、令和3年1月から児童・生徒に iPad を貸与している。また、iPad を「いつでも・どこでも・何度でも」を活用できるよう、LTE を搭載している。加えて、大型ディスプレイ、電子黒板を各校の教室に配備するとともに、iPad の画面をモニターに映し出せるように、画面転送装置である「Apple TV」も導入した。

##### イ 一人1台端末の利活用の推進（ソフト面）

ICT を活用した教育活動を推進していくために、ICT 教育推進委員会の設置し、授業改善に取り組み、事例共有を行ってきた。また、学校の ICT 活用をサポートするため、ICT 支援員を派遣し、機器の専門的な操作や、ICT を活用した事例の紹介など、幅広く教員のサポートを行う体制を構築している。

#### (2) 課題

学校現場にヒアリングを行ったところ、「端末を活用した効果的な授業実践の具体例を知る機会が増えるとよい。」「端末のネットワーク使用時間等を見直すとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実に努める必要がある。」「教員の ICT 活用スキルの向上と、そのための研修の機会が選択できるとよい。」などの意見があった。

また、教育委員による学校訪問や、指導主事による日常的な指導訪問から、一人1台端末を活用した教育活動が、教科等の目標や内容に応じて行われていることを確認するとともに、端末の特性を最大限に活用した授業の構築について、さらに推進していくことが課題として挙げられる。

### (3) 総括

一人1台端末の利活用のためには、ハード面となる ICT 機器等の整備が必要不可欠である。そのため、電子黒板等の ICT 機器を市独自に整備してきた。また、端末を「いつでも・どこでも・何度でも」学習に活用できるように、家庭に持ち帰らせるとともに、LTE モデルとして学校外の通信環境の整備を行ってきた。また、各校の ICT 推進を担う教員から構成される ICT 教育推進委員会を設置し、デジタルを生かした授業づくりに取り組み、実践事例を共有することにより、教員の授業での活用の意識を醸成してきた。

これらの取組により、令和6年度全国学力学習状況調査の児童・生徒意識調査において、本市は、他自治体の平均値を超えて、児童・生徒は、授業で ICT を活用していると回答している結果となった。

一方で、授業での活用については、教員が統制している中での活用場面が多く、東京都が目指す「デジタルを活用したこれからの学び」という点については改善を図っていく必要がある。教師の指導観を転換し、デジタルの力を生かした授業により、子供たち一人ひとりの力を伸ばしていくことを目指していく。

## 3 一人1台端末の利活用方策

総括を踏まえ、一人1台端末の利活用の方策として、次の3点について進めていく。

### (1) 一人1台端末の積極的活用

専門性のある ICT 支援員を各校に派遣し、教員の ICT を活用した授業をサポートすることで、児童・生徒の一人一台端末を活用した学習を推進していく。また、校内における研修等を実施させることで、教員の ICT 活用能力の育成を図っていく。

### (2) 個別最適・協働的な学びの充実

校内の ICT を推進する委員を校長に任命させることで、組織的な ICT の活用を推進していく。また、教員が端末の機能を最大限に引き出して、児童・生徒の個別最適・協働的な学びを創出する授業づくりの支援として、ICT 教育推進担当者の連絡会を開催し、好事例等を共有する機会を設定する。

### (3) 学びの保障

特別な支援を要する児童・生徒や、日本語の指導が必要な児童・生徒等、実態に応じて端末を活用した支援を行うよう各校へ指導していく。また、学校に来ることができない児童・生徒の状況に応じて、教員と児童・生徒の双方のやりとりによるオンライン学習ができる環境整備を行っていく。